

平成28年定例会
防災県土整備企業常任委員会
提出資料

○ 所管事項

I 企業庁次期「経営計画」の策定について

..... 1

II 平成26年度企業庁発注工事におけるヘリコプター事故について

..... 7

平成28年6月22日

企業庁

I 企業庁次期「経営計画」の策定について

1 現行「経営計画」について

企業庁では、時代の様々な情勢の変化に的確に対応した経営の方向性を示すものとして「経営計画」を策定し、効率的な事業運営に取り組んでいます。

現在は、平成19年11月に策定した「三重県企業庁長期経営ビジョン」（以下「長期経営ビジョン」という。）及びその実行計画となる「中期経営計画」に基づき、抜本的な経営改善を進めながら事業を運営しています。

(1) 現行計画の策定経緯

公営企業を取り巻く社会環境は、人口減少や市町村合併が進展するとともに、経営形態についても「官から民」への流れにより、指定管理者制度や地方独立行政法人など多様な手法が可能となるなど、企業庁発足時に比べ大きく変化をしています。

こうしたことを背景に、平成17年2月に県議会議長が設置した諮問機関において公営企業事業の民営化について検討が行われ、平成18年3月に議長から知事へ「三重県企業庁事業の民営化に向けた提言」が提出されました。

これを受けて、知事が設置した第三者機関において公営企業（企業庁）のあり方について検討が行われ、平成19年2月に知事から「企業庁のあり方に関する基本的方向」が示されました。

企業庁では、この基本的方向を具体化するため、平成28年度までの10年間の事業運営の理念と道筋を示す「経営計画」として、「長期経営ビジョン」及び「中期経営計画」を策定しました。

◆議長から提出された「三重県企業庁事業の民営化に向けた提言」の概要

- ・最適な民営化手法の適用範囲を設定するなど、企業庁事業の位置づけ、在り方や将来の方向づけをゼロベースで検討し、県民主役の公営企業事業の改革案を地方公営企業設置者である知事が取りまとめ、県民へ提示すべき

◆知事から示された「企業庁のあり方に関する基本的方向」の概要

- ・水道用水供給事業、工業用水道事業においては、技術管理業務の包括的な民間委託を導入
- ・1市へ供給する水道用水供給事業は、市の水道事業への一元化を推進
- ・水力発電事業は、民間譲渡が最初の選択肢
- ・水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業は、関係市町と運営方法を協議

(2) 主な取組状況

現行の「長期経営ビジョン」では、次の4項目を重点的な取組としています。

- ・計画的な施設改良の推進
- ・市町・民間事業者・ユーザーと連携した「安全・安定」供給の取組
- ・技術継承による新たなステージでの技術力向上の取組
- ・「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善

これまでの主な取組状況としては、耐震化や老朽化対策等の施設改良を計画的に進めるとともに、「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善として、市町村合併により一市供給地域となった伊賀市及び志摩市への水道用水供給事業の一元化や水力発電事業の民間譲渡が完了するなど、「長期経営ビジョン」に掲げた取組を着実に推進し、概ね目標を達成しています。

2 次期「経営計画」策定にあたっての基本的な考え方について

昨年度策定された「三重県人口ビジョン」においても人口が大きく減少していくと示されるなど給水人口や給水量が減少し続けることが見込まれるとともに、施設の更新需要がますます増大する中で、東日本大震災の経験から更なる震災対策の充実が求められるなど、現行計画策定時に比べ、今後の事業運営に影響を及ぼす様々な環境変化が生じています。

国においても、地方公営企業の運営に関し、サービス提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少等に伴う料金収入の減少等取り巻く経営環境が厳しさを増しつつあることから、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上などに将来を見据えて計画的に取り組む必要があるとしています。

こうした状況にも的確に対応しながら、今後も将来にわたって県民のくらしの安全・安心や経済・産業の発展に寄与していくための経営の方向性や道筋を示すものとして、現行計画期間の満了にあわせ、知事部局とも連携しながら次期「経営計画」を策定し、引き続き計画的な取組を推進します。

(1) 計画策定の方向性

水道、工業用水道事業については、人口減少社会の到来により減少傾向にある水需要等を踏まえたうえで、事業開始から長期間を経過し本格的な更新時期を迎えている施設の老朽劣化対策や、今後発生が予想される南海トラフ地震など大規模地震に備える耐震化、水道事業の広域化を含め将来の合理的な運営の検討などの取組を推進することで、効率的かつ効果的で持続可能な事業運営による「安全・安定」供給を実現していきます。

RDF焼却・発電事業については、事業が終了する平成32年度まで安全・安定運転を確実に行うとともに、電気事業の清算に向けた確に取り組めます。

あわせて、人材の育成、危機管理体制の維持・向上、健全な財務運営など、事業展開を支える経営基盤の一層の強化を図っていきます。

(2) 計画期間

社会情勢や事業を取り巻く環境が今後ますます厳しい方向へ変化していくことが予想される中、将来を見据えた中長期的な視点での計画立案が必要であることから、今後30年から40年程度先までの経営を見通したうえで、平成29年度から10年程度の計画策定を考えています。

(3) 各種計画等との関係

次期「経営計画」は、県の戦略計画である「みえ県民力ビジョン」を着実に推進するための企業庁としての実行計画として位置付けるとともに、「三重県人口ビジョン」、「三重県国土強靱化地域計画」をはじめとする県の各種計画とも整合を図ります。

また、総務省や厚生労働省から地方公営企業に対し策定要請のある「経営戦略」及び「水道事業ビジョン」としても位置付けることとします。

なお、企業庁の「経営計画」は、「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」の対象外となるため、策定状況について適宜、常任委員会で説明するとともに意見をいただき策定していきます。

(4) 外部からの意見聴取

企業庁では、これまでも定期的に水道事業のユーザーである市町や、工業用水道事業のユーザー企業と経営に関する意見交換を実施しており、これらの場を通じて意見をいただきながら計画策定していきます。

また、外部からの意見聴取の手段として、毎年度、有識者やユーザー等で構成する「三重県企業庁の経営に関する懇談会」を開催しており、今回の計画策定にあたってはこの懇談会を活用するとともに、あわせてパブリックコメントを実施する予定です。

(5) スケジュール

平成28年	7月～	ユーザーとの意見交換
	10月	常任委員会で骨子案を説明 「三重県企業庁の経営に関する懇談会」を開催 (以降、適宜意見聴取)
	12月	常任委員会で中間案を説明 パブリックコメントの実施
平成29年	3月	常任委員会で最終案を説明

現行「三重県企業庁長期経営ビジョン」の概要

○趣旨・計画期間

社会環境の変化に対応し、平成19年2月に知事から示された「企業庁のあり方に関する基本的方向」を具体化することを通じて、抜本的な経営改善を行うため、今後10年間（平成19～28年度）の企業庁の事業運営の理念と道筋を示すために策定しました。

○使命

企業庁は次のことを使命として取り組んでいきます。

「次世代につながる生活基盤の維持向上を図り、将来的にも持続可能な水と電気の『安全・安定』供給を実現することにより、県民のくらしの安全・安心を確保し、経済・産業の発展に寄与します」

○経営理念

企業庁は確かな技術とチャレンジ精神で、三重の活力と安心に貢献する公営企業をめざします。

- ① 「安全・安心・安定」供給を次世代につなげます
- ② 技術力で県民の皆さんと確かなパートナーシップを築きます
- ③ 常に上のステージをめざし、自ら変革を続けます

○経営方針

企業庁は使命を果たすために、次の方針に基づき経営を行います。

- ① 県民一人ひとりが実感できる質の高いサービスを提供します。
- ② 経営改善を着実に進め、「最適主体による最適サービス」の視点による簡素で効率的な事業運営を行います。
- ③ 市町・民間事業者・ユーザーとのパートナーシップにより、県全体の「安全・安定」供給に貢献します。
- ④ 計画的な施設改良により事業の持続性・安定性を向上します。
- ⑤ 「企業の社会的責任（CSR）」を自覚し、環境や地域への積極的貢献を行います。
- ⑥ 技術継承により新たなステージで技術力を総合的に発揮できる人材を育成します。

現行「三重県企業庁長期経営ビジョン」の概要（つづき）

○経営方針に基づく重点的な取組

経営方針に基づき、次の取組を重点的に行います。

「※」は長期経営ビジョンから目標時期等を変更した取組について、現在の取組状況を記載しています。

- (1) 計画的な施設改良の推進
 - ・管路、水管橋、浄水場、発電所など施設の耐震化・老朽劣化対策等を計画的・重点的に行います。
- (2) 市町・民間事業者・ユーザーと連携した「安全・安定」供給の取組
 - ・市町と連携した水質管理を強化するとともに、民間事業者への技術指導・技術普及を推進します。
 - ・ユーザーへ積極的に情報提供することにより、施設改良計画の検討など事業の企画面も含め「協働」できる取組を行います。
- (3) 技術継承による新たなステージでの技術力向上の取組
 - ・技術継承や研修制度の充実により指導監督能力を向上させます。
 - ・経営に必要な企画立案能力・課題解決能力など総合的能力を開発・育成します。
- (4) 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善
 - ①一市供給地域において、水道用水供給事業を市水道事業へ一元化
 - ・市との合意のもと取組を進め、伊賀市は平成21年度からの一元化に向けた協議を進めます。志摩市は平成22年度からの一元化に向けた協議を進めます。
 - ※ 伊賀市については、平成22年4月から一元化を実施しました。
 - 志摩市については、平成23年4月から一元化を実施するとともに、平成25年度末まで県から市に対し職員を派遣し、OJTによる技術継承を行いました。
 - ②水道・工業用水道事業における技術管理業務の包括的な民間委託の推進
 - ・浄水場等において、民間企業の成熟度を考慮し「安全・安定」供給を検証しながら段階的に導入します。
 - ・平成21年度から全ての工業用水道の浄水場等に導入し、平成24年度から全ての水道の浄水場等に導入します。
 - ※ 工業用水道事業については、平成21年度から導入しています。
 - 水道事業については、供給における安全・安定性を確保し、当庁が事業者としての責任を果たすことを前提に、コスト等も含め総合的に検討した結果、今後も包括的な民間委託は導入せず、従来どおり運転監視等の業務を個別に民間委託し、事業運営を行うこととしました。
 - ③水力発電事業の民間譲渡
 - ・電力会社との長期電力受給基本契約が切れる平成21年度末までの譲渡を目標とします。
 - ・全発電所の長期安定・安全運転と地域貢献の継続を基本条件とし、流域の住民や関係者の理解を得ながら、譲渡に向けた確かな対応と引継ぎを行います。
 - ※ 「三重県企業庁水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書」に基づき、平成25年4月1日に青蓮寺、比奈知の2発電所を、平成26年4月1日に宮川第一、宮川第二、蓮の3発電所を、平成27年4月1日に長、宮川第三、三瀬谷、大和谷、青田の5発電所を譲渡しました。
 - ④水力発電事業の民間譲渡に伴うRDF焼却・発電事業の新たな運営主体への移管
 - ・本体事業である水力発電事業の譲渡に伴い、企業庁で実施する位置付けがなくなることから、知事部局と連携して市町と協議を進め、新たな運営主体への移管を実現します。
 - ※ 関係市町や関係部局と協議を行った結果、事業期間である平成32年度末までの運営は、引き続き企業庁が担っていくこととされました。現在は、地方公営企業法の任意適用事業として運営しています。

○事業展開のための経営基盤の強化

各事業における展開を支える経営基盤を強化するため、次の取組を進めます。

- (1) 組織運営方針
 - ①柔軟で効率的な組織の実現
 - ②技術継承と人材育成
 - ③危機管理体制の強化
 - ④ISO9001による品質向上
 - ⑤積極的で分かりやすい情報提供
- (2) 財務運営方針
 - ①財務運営方針による計画的・効率的な財務運営
 - ②適正な資産管理
- (3) 環境への配慮と地域貢献活動（「企業の社会的責任（CSR）」）の取組
 - ①太陽光発電や小水力発電の導入
 - ②スポーツ・レクリエーションの場としての施設開放や災害時の給水拠点の提供 など

○推進方法・進行管理

- ・実施計画として「中期経営計画」を策定し、効率的で計画的な事業展開を行っていきます。
- ※ 「中期経営計画」（平成19～22年度）
「第2次中期経営計画」（平成23～26年度）
「第3次中期経営計画」（平成27～28年度）を策定し、推進しています。
- ・「経営改善プロジェクト」（企業庁内組織）により知事部局と連携して総合的に推進していきます。
- ・県民・ユーザー・有識者等で構成する「懇話会」で事業の実施状況や経営状況について意見をいただきます。

「三重県企業庁長期経営ビジョン」計画期間内(平成19年度～28年度)における事業展開スケジュール

(平成19年11月作成、その後の見直しを反映して一部変更しています。)



Ⅱ 平成26年度企業庁発注工事におけるヘリコプター事故について

平成27年3月6日に発生した、企業庁発注工事におけるヘリコプター事故について、平成28年4月28日に国土交通省運輸安全委員会から航空事故調査報告書が公表されました。

これを受けて、平成28年6月2日に企業庁建設工事等事故調査委員会を開催し、今後の事故防止対策等について決定しました。

1 事故の経緯

大和谷発電所の取水口に敷設されていた電柱や電線など配電線設備を撤去する工事を平成26年7月に株式会社トーエネック三重支店に発注し、このトーエネックから委託を受けた新日本ヘリコプター株式会社は、撤去した配電線設備を搬出する作業を行っていました。

平成27年3月6日、ヘリコプターが燃料の補給のために、紀北町内の荷吊り場から工事用ヘリポートへ向かって飛行する際に、送電線に衝突して山の斜面に墜落する事故が発生し、搭乗員2名が亡くなりました。（事故現場周辺の位置関係については、別図（9頁）参照）



2 国土交通省運輸安全委員会航空事故調査報告書による事故原因

国土交通省運輸安全委員会による航空事故調査報告書では、事故原因について次のとおり報告されています。

- ・同機が荷吊り場でのホバリングから離脱し上昇した際、上空に張られた送電線から十分な距離を保って飛行しなかったため、送電線に衝突して機体を損壊し墜落したものと推定される。
- ・同機が送電線から十分な距離を保って飛行しなかったことについては、衝突する直前まで機長が送電線を視認していなかったか、又は送電線までの距離を判別できず、機長が思っていた以上に送電線に接近した可能性が考えられる。

3 企業庁建設工事等事故調査委員会の開催

国土交通省運輸安全委員会の事故調査報告書公表を受けて、平成28年6月2日に企業庁建設工事等事故調査委員会を開催し、次の事項を決定しました。

(1) 受注者等への処分

受注者および工事関係者に、安全管理上の問題や、建設業法上、航空法上の問題は特に無かったとして、資格（指名）停止などの処分は行わない。

(2) 今後の事故防止対策

- ア ヘリコプターによる物資輸送作業時には、受注者に以下の対策を徹底させること。
- ・ヘリコプターの飛行経路は、上空の障害物から十分な距離を取ること。
 - ・ヘリコプターの飛行ルートは、飛行許可申請書に記載してあるとおりの経路を飛行すること。
 - ・上空障害物の位置について、ヘリ業者と施工計画時の打合せを徹底すること。
 - ・荷吊り場周辺の飛行ルートについて、旋回方向を含む予定進入・離脱経路、上空通過する送電線の鉄塔番号及び経路付近の障害物等を打合せにて確認し、作業関係者で情報を共有すること。
- イ ヘリコプターによる物資輸送作業時には、発注者として以下の対策を行うこと。
- ・ヘリポートに使用する場所は、施工場所からの距離が出来るだけ短く障害物がない場所を選定すること。
 - ・上空障害物の位置について、受注者と作業前の打合せを徹底すること。
- ウ 今後、同様の工事を発注する時は、特記仕様書に事故防止対策を追記すること。

4 今後の対応について

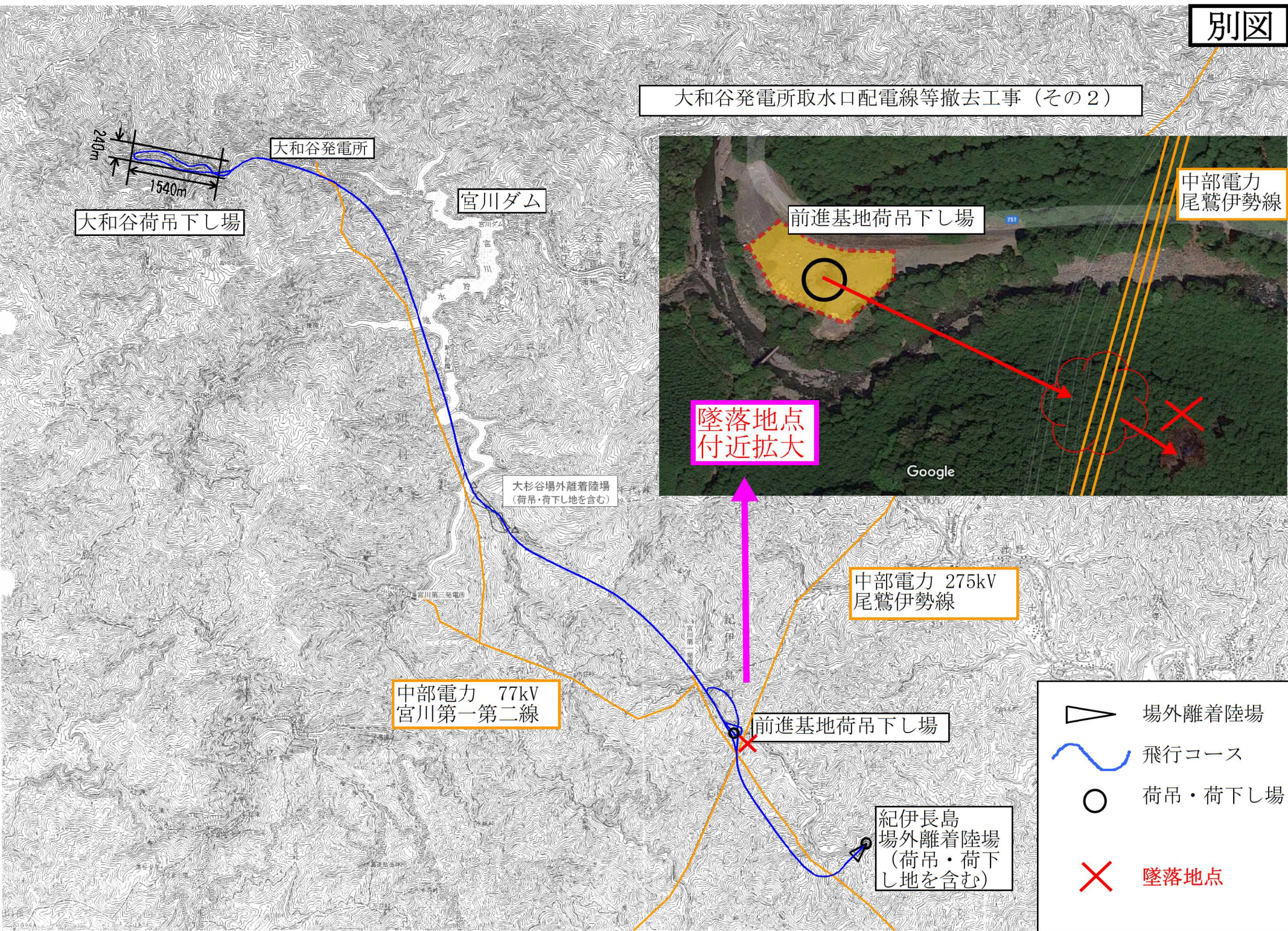
(1) 事故防止対策の徹底

今後、同様の工事の発注時において、受注者に対し上記事故防止対策を講じるよう指導を徹底し、企業庁の各所属に水平展開を図っていくとともに、現場の安全確保と安全管理の徹底について、これまで以上に万全を期して取り組んでいきます。

(2) 残工事の発注

当該工事は、事故以後の空輸作業を含む撤去作業を除外する契約変更を行い、すでに完了しています。残る撤去作業については、本年度中に完了させるよう、上記事故防止対策を踏まえ、改めて安全に配慮し、新たな工事として発注施行していきます。

大和谷発電所取水口配電線等撤去工事（その2）



中部電力
尾鷲伊勢線

前進基地荷吊下し場

墜落地点
付近拡大





Google

中部電力 275kV
尾鷲伊勢線

中部電力 77kV
宮川第一第二線

前進基地荷吊下し場

紀伊長島
場外離着陸場
(荷吊・荷下
し地を含む)

-  場外離着陸場
-  飛行コース
-  荷吊・荷下し場
-  墜落地点